



令和2年度 第3回

東海村村長定例記者会見資料

日時：令和2年11月30日（月）

午後1時30分 から 2時30分まで

場所：東海村役場 庁舎3階 庁議室

No.	案 件 名	担当課	ページ
1	東海村成人式『2021東海村大人の集い』について	生涯学習課	1
2	令和3年東海村消防出初式の開催について	防災原子力安全課	2
3	東海村「自分ごと化会議」（名称未定）の開催について	防災原子力安全課	3
4	とうかいI～MOの割引キャンペーン —新型コロナウイルス感染症対策事業—について	産業政策課	4-5
5	とうかい“まるごと”デジタル化構想について	企画経営課	6-7
議 案 等			
6	令和2年度第4回東海村議会定例会提出議案概要	総務課	8-12
7	令和2年度12月補正予算概要（一般会計）	企画経営課	13



東海村成人式『2021東海村成人の集い』について

1 概要

新成人が大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとすることを祝い励ますため、令和3年1月9日(土)に「2021東海村成人の集い」を挙行予定です。

今年度は新型コロナウイルス対策として、出席者の事前確認を行っておりますが、現在の状況としては、対象者約400名に通知を送付したところ11月13日現在で80.6%の方から返信があり、ほぼ例年どおり、約300名の方に参加いただく予定となっております。

今後、参加予定者には12月1日以降、順次整理券を発送いたしますが、感染症の状況によっては、中止や内容の変更となる場合がありますので、随時、村公式ホームページを御確認ください。

2 日時等

- (1) 日付 令和3年1月9日(土) ※雨天決行
- (2) 場所 東海文化センター(東海村船場768番地15)
- (3) 時間 中学校区ごとに2部制で開催いたします
 - 【一部】(東海中学校区にお住まいの方)
式典：午前9時30分から10時15分まで
 - 【二部】(東海南中学校区にお住まいの方)
式典：午前11時30分から12時15分まで

3 実施方法(感染症対策)

- 例年、新成人の実行委員を公募し、企画立案の段階から式典当日まで、工夫を凝らしながら実施しておりましたが、今年度につきましては、一部お手伝い(成人の誓いや司会進行)の依頼のみとします。
- 上記のとおり、事前に式典参加の有無について確認を行い、会場への入場は新成人のみに限らせていただきます。
- 式典内容は最小限とし、集合写真の撮影は行わないこととします。
- 会場内に警備員を配置し、円滑な入退場ができるよう、誘導や案内を行い、可能な限り密な環境を作らないよう努めます。
- 入場前の手指消毒、検温の実施及びマスク着用を義務付けるほか、一部と二部の間に、会場の消毒を実施します。



令和3年東海村消防出初式について

令和3年を迎えるにあたり、一年の無事故・災害防止と住民の安全・安心を祈願するとともに、日頃からの消防・防災関係団体の献身的な活動を労い、より一層の活動強化への決意を新たにすることを目的とし、新春恒例の消防出初式を開催します。

なお、このたびの開催に際しては、新型コロナウイルス感染症の流行・感染拡大防止の観点から、例年より消防関係者のみの出席に限定して執り行うことを予定しています。

1 日 時

令和3年1月10日(日) 午前9時30分～(1時間30分程度)

2 会 場

東海文化センター
(那珂郡東海村大字船場768番地15)

3 主 催

東海村
東海村消防団
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部

4 内 容(予定)

《式典の部》 午前9時30分～(東海文化センターホール内)

- 1 開式宣言
- 2 国歌斉唱
- 3 消防殉職者慰霊黙禱
- 4 式辞
- 5 表彰
- 6 祝辞
- 7 閉式宣言

《観閲の部》 午前10時40分ごろ～(東海文化センター駐車場)

- 1 観閲
- 2 閉会宣言

※荒天時は、午前9時30分からの式典のみの開催となります。



とうかいI～MOの割引キャンペーン —新型コロナウイルス感染症対策事業—について

東海村では、新型コロナウイルス感染症の影響で消費の落ち込みが見られることから、村内対象店において商品を割引補助して消費を喚起する割引キャンペーンを以下の内容で実施します。

記

1 対象者

村民（在勤、在学を含む）

2 事業内容

村民が割引参加店舗において、買い物、飲食、サービス等を受けた際に、3割引きとなり、事業者は割引額の合計額を村で補助する。

- (1) 利用者の割引率は30% ※1会計上限3,000円
- (2) 対象店は村内の小売店、飲食店、生活関連サービス店など
- (3) 金券や定期的に購買されるものは割引対象外
- (4) 1事業者の補助金上限30万円
- (5) 事業者は補助金申請後、概算払いで補助金30万円を受け取ることができる。

3 キャンペーン期間 令和2年12月25日（金）から令和3年3月15日（月）まで

背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により村内における消費の落ち込みが見られることから、村内事業者が村民に対して販売や飲食、サービス等を提供する際の割引額を村が補助し、村民の生活を下支えするとともに、消費を喚起して村経済の活性化を図り、村内事業者の支援につなげることを目的とする。

割引購入対象者

- 村民（在住・在勤・在学）

※購入時、専用用紙に購入者住所または勤務・通学先住所を記入

対象事業者

- 村内に店舗等を有する中小事業者
- ※大型店舗、スーパー、量販店、全国展開するチェーン店は除く
- ※個人事業主でフランチャイズ形式の場合は対象

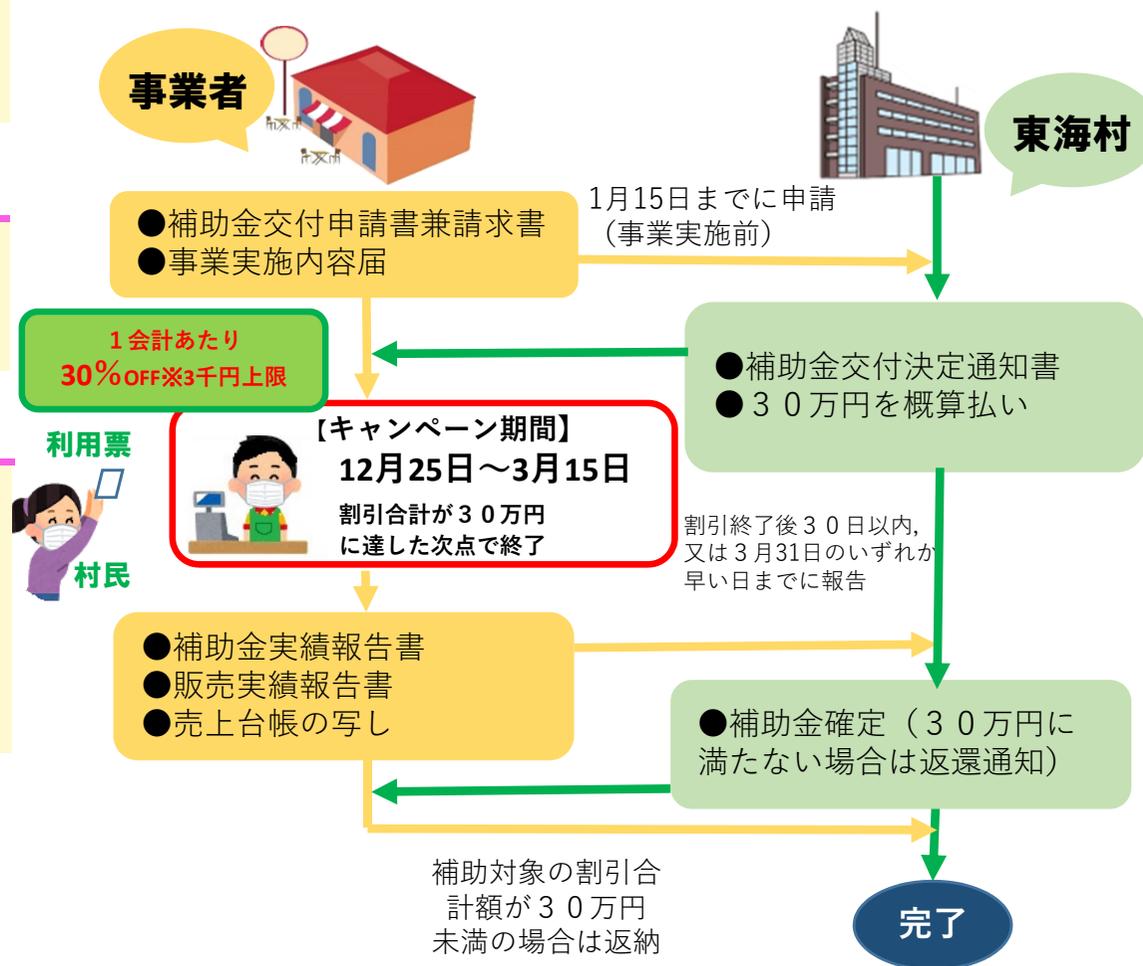
事業内容・補助額

- (1) 割引率は30% ※1会計上限3,000円
- (2) 1事業者の補助金上限30万円（達し次第キャンペーン終了）
- (3) 補助金申請後、事業者は概算払いで補助金30万円を受け取る。
- (4) 割引額の合計額が30万円に満たない場合、差額分を返還。

スケジュール

- 交付申請期間
令和2年11月10日～令和3年1月15日
- 実施期間（割引キャンペーン期間）
令和2年12月25日～令和3年3月15日

キャンペーンイメージ





『とうかい“まるごと”デジタル化構想』で東海村役場が変わります！

デジタルイゼーションという言葉があるように、近年、デジタル化やネットワークを介したICTは急速なスピードで進化・普及しており、大きな社会変革をもたらしつつあります。

新型コロナウイルスの影響を踏まえた上で、「行政手続き・行政内部のデジタル化」「働き方改革」「デジタル対応社会の実現」を実現するため、そのめざす姿と、実現に向けた4年間（2021年度～2024年度）の取り組み内容（ロードマップ）を『とうかい“まるごと”デジタル化構想（略して「まるデジ」）』として策定いたしました。

施策の概要

※まるデジ構想の詳細・ロードマップについては、東海村公式HPで公開しています。
QRコード⇒



施策Ⅰ「スマートサービス」の推進～行政手続きのデジタル化～

- I-①) 来庁せずにできる手続きの拡大
- I-②) ICT活用による利便性向上
- I-③) 迷わない窓口へ

施策Ⅱ「スマートワーク」の推進～ICT活用による働き方改革の推進～

- Ⅱ-①) 多様で柔軟な働き方の実現
- Ⅱ-②) ICT活用による生産性向上
- Ⅱ-③) 業務改善による生産性向上

施策Ⅲ「デジタル対応社会」の実現～住民へのデジタル対応支援～

- Ⅲ-①) デジタル機器への理解促進
- Ⅲ-②) デジタル機器を使いこなす住民の増加

実現期限 2024年度（R6年度）

○2024年度を期限として、3施策を推進し、7つの「レス」を実現！

○デジタル庁やICT市場の動向に合わせて構想を適宜改定！

カウンターレス

キャッシュレス

ムーブレス

ペーパーレス

ファイルレス

タイムレス

ボーダーレス



まるデジ まるデジ構想で実現したい未来

各課・全庁で抱える様々な課題・問題

実現したい未来 = 【住民の利便性向上と業務効率化】

I 「スマートサービス」の推進

行政手続きのデジタル化

「カウンターレス」

- ⇒窓口にいかななくてもオンラインで手続きが可能になります！
- ⇒オンラインで必要な情報が取得できます！

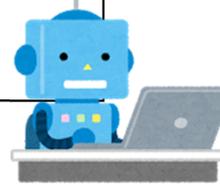


II 「スマートワーク」の推進

ICT活用による働き方改革の推進

「タイムレス」

- ⇒AIやロボットが業務を担い、作業時間が縮小されます！



「ムーブレス」

- ⇒一つの窓口で一度に関連手続きができるようになります！
- ⇒移動せず内外とのコミュニケーションが可能になります！



III 「デジタル対応社会」の実現

住民へのデジタル対応支援



「ボーダーレス」

- ⇒世代に関わらず、誰でもデジタル社会の恩恵を受けられるようになります！

「キャッシュレス」

- ⇒使用料や村税等がキャッシュレスで納付できるようになります！



「ペーパーレス」

- ⇒デジタル情報でいつでも確認！
- ⇒申請書や資料が電子化され印刷コストや環境負荷が低減します！

「ファイルレス」

- ⇒各種紙資料がデータ化され、検索性が上がり、保管スペースも省けます！

令和2年第4回東海村議会定例会提出議案概要

令和2年11月26日

議案番号	議案名	説 明
報告第26号	寄附の受入れについて (寄附金)	<p>須藤 佐武 氏から寄附の申出があり，これを受け入れましたので，議会に報告するものであります。</p> <p>1 寄 附 者 須藤 佐武</p> <p>2 寄 附 金 額 金3,000,000円</p> <p>3 寄附の目的 (仮称)歴史と未来の交流館における文化財の保護及び活用のため</p> <p>4 寄附年月日 令和2年8月27日</p>
議案第82号	東海村文化財保護活用基金の設置，管理及び処分に関する条例の制定について	<p>東海村における文化財及び美術品の修復，取得等を円滑に行うための経費の財源を適切に管理するための基金の創設に伴い，条例を制定するものであります。また，併せて附則において，新たな基金の創設に伴い，東海村芸術振興基金の設置，管理及び処分に関する条例を廃止するものであります。</p>
議案第83号	地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	<p>地方税法の一部改正に伴い，延滞金の割合の特例に係る用語を整理するため，関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。</p> <p>第1条（東海村村税外収入金の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）</p> <p>第2条（東海村後期高齢者医療に関する条例の一部改正）</p> <p>第3条（水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）</p>
議案第84号	東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	<p>地方税法施行令の一部改正に伴い，保険税軽減判定基準を改めるため，条例の一部を改正するものであります。</p>

議案第 85 号	東海村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	家族介護用品給付事業を介護保険法第 115 条の 49 に規定する保健福祉事業として実施するための規定を追加し、及び地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る用語を整理するため、条例の一部を改正するものであります。																						
議案第 86 号	東海村病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	村立東海病院が令和 3 年 4 月から歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の診療を廃止することに伴い、診療科目を削るため、条例の一部を改正するものであります。																						
議案第 87 号	令和 2 年度東海村一般会計補正予算（第 8 号）	<p>予算総額から歳入歳出それぞれ 153,365 千円を減額し、予算総額を 25,282,795 千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては、固定資産税の増額、特別定額給付金事業費補助金の確定、東海村文化財保護活用基金の創設等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <table data-bbox="831 826 1581 1198"> <tr> <td>(1) 村税</td> <td>309,647 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 地方特例交付金</td> <td>11,723 千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用料及び手数料</td> <td>△818 千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 国庫支出金</td> <td>△83,341 千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 県支出金</td> <td>9,704 千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 財産収入</td> <td>16 千円</td> </tr> <tr> <td>(7) 寄附金</td> <td>15,000 千円</td> </tr> <tr> <td>(8) 繰入金</td> <td>△425,296 千円</td> </tr> <tr> <td>(9) 諸収入</td> <td>10,000 千円</td> </tr> </table> <p>2 歳出</p> <table data-bbox="831 1246 1581 1323"> <tr> <td>(1) 議会費</td> <td>△1,358 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 総務費</td> <td>14,677 千円</td> </tr> </table>	(1) 村税	309,647 千円	(2) 地方特例交付金	11,723 千円	(3) 使用料及び手数料	△818 千円	(4) 国庫支出金	△83,341 千円	(5) 県支出金	9,704 千円	(6) 財産収入	16 千円	(7) 寄附金	15,000 千円	(8) 繰入金	△425,296 千円	(9) 諸収入	10,000 千円	(1) 議会費	△1,358 千円	(2) 総務費	14,677 千円
(1) 村税	309,647 千円																							
(2) 地方特例交付金	11,723 千円																							
(3) 使用料及び手数料	△818 千円																							
(4) 国庫支出金	△83,341 千円																							
(5) 県支出金	9,704 千円																							
(6) 財産収入	16 千円																							
(7) 寄附金	15,000 千円																							
(8) 繰入金	△425,296 千円																							
(9) 諸収入	10,000 千円																							
(1) 議会費	△1,358 千円																							
(2) 総務費	14,677 千円																							

議案第90号	令和2年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	<p>(保険事業勘定)</p> <p>予算総額に歳入歳出それぞれ51,793千円を追加し、予算総額を2,747,792千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、保険給付費の増加に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 保険料</td> <td style="text-align: right;">11,912千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">11,134千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 支払基金交付金</td> <td style="text-align: right;">13,984千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 県支出金</td> <td style="text-align: right;">6,474千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) 繰入金</td> <td style="text-align: right;">8,289千円</td> </tr> </table> <p>2 歳出</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">保険給付費</td> <td style="text-align: right;">51,793千円</td> </tr> </table>	(1) 保険料	11,912千円	(2) 国庫支出金	11,134千円	(3) 支払基金交付金	13,984千円	(4) 県支出金	6,474千円	(5) 繰入金	8,289千円	保険給付費	51,793千円
(1) 保険料	11,912千円													
(2) 国庫支出金	11,134千円													
(3) 支払基金交付金	13,984千円													
(4) 県支出金	6,474千円													
(5) 繰入金	8,289千円													
保険給付費	51,793千円													
議案第91号	令和2年度東海村下水道事業会計補正予算(第1号)	予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものであります。												
議案第92号	指定管理者の指定について(東海文化センター)	<p>東海文化センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海文化センター</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地15</p> <p>4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>												
議案第93号	指定管理者の指定について(東海駅コミュニティ施設)	<p>東海駅コミュニティ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海駅コミュニティ施設</p>												

		<p>2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地15</p> <p>4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
議案第94号	指定管理者の指定について（東海村スポーツ施設）	<p>東海村スポーツ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 公の施設の名称 東海村スポーツ施設（東海村総合体育館，東海スイミングプラザ，東海村テニスコート，東海南中学校夜間照明グラウンド及び久慈川河川敷運動場）</p> <p>2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団</p> <p>3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地15</p> <p>4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
議案第95号	村道路線の認定及び廃止について	<p>（村道0112号線ほか4路線）</p> <p>都市計画法第29条の規定による開発行為により移管を受けた道路を認定（3路線）し，並びに県道常陸那珂港山方線の事業実施に伴い関係する村道を認定（1路線）し，及び廃止（1路線）するため，道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により，議会の議決を求めるものであります。</p>

- ※ 法律関係
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
 - ・地方税法（昭和25年法律第226号）
 - ・地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
 - ・介護保険法（平成9年法律第123号）
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
 - ・道路法（昭和27年法律第180号）

なお，今会期中に工事請負契約の締結1件，工事請負契約締結事項中の変更3件，人事案件2件を追加提出したく準備をしておりますので，よろしくお願いたします。

令和2年第4回東海村議会定例会 補正予算案参考資料

1. 一般会計補正予算（議案第87号 令和2年度一般会計補正予算第8号）

(1) 一般会計歳入歳出予算款別総括表

(単位：千円)

歳入				歳出			
款	補正前	補正額	補正後	款	補正前	補正額	補正後
村税	10,446,130	309,647	10,755,777	議会費	198,963	△ 1,358	197,605
地方譲与税, 交付金等	1,148,954	11,723	1,160,677	総務費	6,860,721	14,677	6,875,398
分担金及び負担金	100,641	0	100,641	民生費	6,241,401	△ 52,451	6,188,950
使用料及び手数料	154,567	△ 818	153,749	衛生費	2,070,904	0	2,070,904
国庫支出金	7,336,841	△ 83,341	7,253,500	農林水産業費	811,950	△ 3,084	808,866
県支出金	1,131,137	9,704	1,140,841	商工費	496,618	△ 25,662	470,956
財産収入	37,767	16	37,783	土木費	3,052,094	△ 42,466	3,009,628
繰入金	3,402,008	△ 425,296	2,976,712	消防費	720,402	0	720,402
村債	334,100	0	334,100	教育費	3,926,261	△ 43,037	3,883,224
繰越金, 諸収入等	1,344,015	25,000	1,369,015	災害復旧費	5	0	5
合計	25,436,160	△ 153,365	25,282,795	公債費	523,417	0	523,417
				諸支出金	483,424	16	483,440
				予備費	50,000	0	50,000
				合計	25,436,160	△ 153,365	25,282,795

(2) 一般会計歳入予算の主な内訳

○村税【309,647千円】

- ・個人村民税 (24,014千円)
- ・固定資産税 (282,000千円)

○寄附金【15,000千円】

- ・ふるさとづくり寄附金 (12,000千円)
- ・文化財指定寄附金 (3,000千円)

○諸収入【10,000千円】

- ・芸術振興基金処分金 (10,000千円)

(3) 一般会計歳出予算の主な内訳

- ・コミュニティセンター維持管理事業 (22,283千円)

基幹避難所（石神コミュニティセンター）の駐車場用地を新たに取得するため、駐車場用地購入費を増額補正する。

- ・障害者施設整備費補助事業 (9,862千円)

医療法人が共同生活援助事業所及び短期入所事業所を新設するにあたり、茨城県障害福祉施設整備費補助金の交付決定を受けたことから、補助金を交付するため増額補正する。

- ・百塚保育所運営管理事業 (1,584千円)

百塚保育所調理室のオープン購入費を増額補正する。

- ・社会教育振興諸費 (12,839千円)

村内在住者からの寄附金及び東海村芸術振興基金処分金を原資として、「東海村文化財保護活用基金」を設置するため積立金13,000千円を増額補正する。